官報告示

官告事項

国民の保護に関する基本指針の変更

内閣総理大臣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の変更を次のとおり公示する。

国民の保護に関する基本指針の変更

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第32条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の一部を次のように変更する。

第４章第１節４⑴中「留置場」を「留置施設」に改める。

第４章第５節１⑴中「内閣府」を「消費者庁」に改める。

内閣府国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく内閣府の国民の保護に関する計画（内閣府国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成21年11月11日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

内閣府国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第４節１の１つめの○から５つめの○までを削る。

国家公安委員会・警察庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく国家公安委員会及び警察庁の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成21年11月11日

国家公安委員会委員長　中井　　洽

警察庁長官　安藤　隆春

国家公安委員会・警察庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第２節３⑻中「移監先」を「移送先」に、「留置場」を「留置施設」に、「収容者」を「被留置者」に改める。

消費者庁国民保護計画の公表について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく消費者庁の国民の保護に関する計画（消費者庁国民保護計画）を次のとおり作成したので公表する。

平成21年11月11日

消費者庁長官　内田　俊一

消費者庁国民保護計画

総論

第１節　計画の目的

○　この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づき、消費者庁の所掌事務に関し次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

・　国民保護措置を実施するための体制の整備に関する事項

・　国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項

・　国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

・　上記に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

第２節　国民保護措置に関する基本方針

○　消費者庁は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、その所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。この場合において、次の点に留意する。

１　基本的人権の尊重

○　消費者庁は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

２　国民の権利利益の迅速な救済

○　消費者庁は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に関する不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理する。

３　国民に対する情報提供

○　消費者庁は、消費者庁の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時適切に提供する。

４　関係機関相互の連携協力の確保

○　消費者庁は、他の指定行政機関、地方公共団体等と平素から相互の連携体制等の整備を図る。

○　消費者庁は、都道府県知事から消費者庁の国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

５　高齢者、障害者等への配慮

○　消費者庁は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

６　国民保護措置に従事する者等の安全の確保

○　消費者庁は、国民保護措置の実施に当たっては、国民保護措置に従事する職員等の安全の確保に配慮する。

第３節　計画の適切な見直し

○　消費者庁は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更に当たっては、関係する指定行政機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努める。

第１章　実施体制の確立

第１節　組織・体制等の整備

１　消費者庁における体制の整備

⑴　消費者庁の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制の整備等を行う主管の内部部局は、総務課とする。

⑵　総務課は、次に掲げる事務を行う。

①　緊急時のための連絡網の作成その他の庁内の連絡体制及び参集体制の整備

②　国、都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備

③　消費者庁国民保護対策本部が設置された場合の庁内各課等の事務分掌の整備

④　この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進

⑤　この計画の見直し

⑥　平素における関係機関との連携

⑦　その他必要な事項

２　消費者庁における連絡体制及び参集体制の整備

○　消費者庁長官は、別に定める基準により、連絡要員及び参集要員を指名する。

○　連絡要員又は参集要員に指名された者は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れるようにする。

○　参集要員は、武力攻撃事態等において、即時に参集することができるよう、平常時から、消費者庁への複数の交通手段を確認しておく。

○　人事異動等により、連絡要員又は参集要員に変更がある場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、総務課に報告する。

○　総務課は、参集要員の宿舎を消費者庁近傍に確保するよう努める。

○　職員の参集基準については、別に定める。

３　国民の保護のための措置の実施機能等の確保

○　消費者庁は、武力攻撃事態等において、消費者庁がその対処の機能を果たし得るよう、以下の措置を講じる。

・　庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料等の確保に努める。

・　武力攻撃事態等における利用に供するため、食糧、飲料水等の備蓄等に努める。

○　各課等は、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最小限にとどめるため、職員の出勤及び配置の基準並びに業務処理手順の策定等必要な措置を講じておく。

○　総務課及び消費者情報課は、武力攻撃事態等の発生の際、情報処理システム等の整備、維持、復旧等により、運用の確保が図られるよう必要な措置を講ずる。